

## 産業連関幹事会 第 17 回部門分類等検討ワーキンググループ議事概要

1 日 時 平成 24 年 1 月 26 日（木）16：20～17:05

2 場 所 経済産業省別館第 1020 号会議室

### 3 出席者

【各府省庁等】内閣府（経済社会総合研究所）、総務省（統計局）、農林水産省、金融庁、経済産業省、厚生労働省、国土交通省

【事務局】総務省（政策統括官室）

### 4 議題

(1) 部門の分類の設定方法及び基礎データの把握精度等について

○金融部門 (金融庁担当部門)

○獣医業部門 (農林水産省担当部門)

(2) その他

### 5 議事概要

(1) 部門の分類の設定方法及び基礎データの把握精度等について

#### 【金融】

金融庁から、資料 1 に基づき、「金融」の設定状況及び基礎データの内容について説明が行われた後、意見交換が行われ、特段の異議は示されなかった。

本件について、主な意見は次のとおり。

○ 公的金融と民間金融についての統合は、今のところ検討されていないという理解でよいか。

→ 現状においては、政策金融と民間金融は産出構造が異なっている。今後の独立行政法人改革などにより、公的・民間の垣根がなくなるような状況になれば検討の余地はあるが、少なくとも、現段階は、そのような状況にはない。

#### 【獣医業】

農林水産省から、資料 2 に基づき、「獣医業」の設定状況及び基礎データの内容について説明が行われた後、意見交換が行われた。

また、本部門の取扱いについて、3つの案の中で検討中であることが説明された。

① 獣医業部門を「産業動物」と「愛玩動物」に分割した上で、前者は引き続き「農業サービス」、後者は「対個人サービス」の中に単独の部門として設定する。

② 「産業動物」と「愛玩動物」の分割が困難な場合、獣医業全体を「対個人サービス」の中に単独の一部門として設定する。

③ 従来通り、獣医業全体を「農林水産業」の一部門とする（ただし、推計方法の検討が必要）。

本件について、主な意見は次のとおり。

- 本部門のCTが小さく、家計への産出が圧倒的であるなら、分けることなく一括して「対個人サービス」の統合分類の中の1部門にしてはどうか。
  - すべてを農業部門から切り離すことには、省として躊躇がある。
- J S I Cで、一つの分類になっているものを、なぜ、分けなければならないのか。
  - J S I Cでは事業所としては1の分類となっているが、産業動物関連と愛玩動物関連では産出構造が大きく異なることから、産業間取引の実態を把握するという産業連関表の趣旨からは、大分類として異なる分類に整理する方が適当と考えられるためである。
- 「獣医業」は、J S I Cにおいては、土木建築サービス業や機械設計業と同じ「技術サービス業」の一つとして位置付けられており、「対個人サービス」とは、異質ではないか。
- 仮に、産業動物関連と愛玩動物関連を分け、前者を基本分類の「農業サービス」に吸収し、後者は独立した基本分類として残すことになる、利用者に誤解を与えないか。つまり、「獣医業」という名称の部門は残るが、そこには、産業動物に関する獣医業は含まないことになる。定義・範囲を見てもらえれば分かるが、部門名だけを見ると、そこまで分からない。したがって、案1を選択する場合には、部門の名称についても配慮が必要になるのではないか。
  - 仮に分ける場合は、誤解が生じないような名称とする必要があると考えている。
- 獣医業の届出では、主たる対象が牛馬等であるか、犬猫小鳥等であるかの把握が可能と聞いている。それによって得られる人数でCT全体を按分するということか。
  - 17年表は届け出医師数で按分しているが、推計方法も検討中。
- 愛玩動物関連を独立させることで、その部分については構造が純化されるが、一方で、産業動物関連を「農業サービス」に吸収することで、この部門の構造に影響を与えるのではないか。
  - 仮に分けられた場合に「農業サービス」に吸収させるか否かについても検討中。
- 獣医業については、個人にサービスを提供しているため、対個人サービス部門に含めるということかもしれないが、一方で、畜産業に附随して行われるサービス活動として、従来どおり、農業水産業部門の統合分類に含めることも考えられる。どちらの統合分類に含めるかについては、産業連関表の利用も考慮の上、判断する必要があるのではないか。
- 案1から案3のどれを選択するのかについては、更に省内で検討したいが、少なくとも、いずれかの選択肢を取ることで、各省の推計に支障を及ぼすものはあるか。
  - 獣医業で投入される動物用医薬品について、産業動物用と愛玩動物用に分けることは困難ではないか。
- 2月2日（金）までに、質問・意見を受け付け、それを農水省に提示することとなった。
  - 農林水産省においては、これら質問・意見を踏まえ、①産業動物関連と愛玩動物関連のデータを分けることができるのか否か、②農水省として、獣医業の位置づけをどのように考えているか等について整理し、可能であれば次回2月23日以降のWGで報告することとなった。

## 産業連関幹事会 第18回部門分類等検討ワーキンググループ議事概要

1 日 時 平成24年2月23日(木) 15:15～17:00

2 場 所 経済産業省別館第1020号会議室

### 3 出席者

【各府省庁等】内閣府(経済社会総合研究所)、総務省(統計局)、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省  
【事務局】総務省(政策統括官室)

### 4 議題

- (1) 「学校給食」の取扱いについて
- (2) 飲食サービス関連部門に係る検討について
- (3) 「獣医業」の再検討について
- (4) 部門の分類の設定方法及び基礎データの把握精度等について  
洗濯業(厚生労働省担当部門)
- (5) その他

### 5 議事概要

#### (1) 「学校給食」の取扱いについて

文部科学省から、資料1に基づき、「学校給食」の取扱いについて説明が行われた後、意見交換が行われた。学校給食について、平成23年表においても、独立した部門として設けることについては、異議は示されなかった。

本件について、主な意見は次のとおり。

○ 従前どおりだとすると「学校給食」が統合大分類「飲食料品」と、食料品の製造業としてとらえているが、給食センターが産業分類上「持ち帰り・配達飲食サービス業」に含まれていることを踏まえると、現状通り「製造業」のままでもいいのか、一度整理する必要があるのではないかと。

→ 「学校給食」のアクティビティを食事を提供するという意味でサービスと捉えるか、「そう菜・すし・弁当」のように、食事を作るという意味で製造業と捉えるかということだと思ふ。ただ、学校給食の場合、「客の注文を受けて」とはいえない状況もあることから、従前までは、給食を作るということに重点を置いて位置づけていたのだと思ふ。今回においても、特段の必要がなければ、変える必要はないと考えるが、前記の内容を整理したペーパーについて、総務省政策統括官室でまとめて示したい。

○ 共同調理場というのは、複数の学校分の給食を作っているもの。この場合、運搬を別の会社に委託している場合もある。しかし、給食センターが運搬(配達)まで行っているならば、「持ち帰り・配達」になるのだろう。

#### (2) 飲食サービス関連部門に係る検討について

総務省政策統括官室から、資料2-1に基づき、「第5回産業連関技術会議(平

成 24 年 2 月 2 日開催)における議論を踏まえた飲食サービス関連部門の取扱いについて(調整のたたき台)の説明が行われた。資料 2-1 は、ワーキンググループに先だって、内閣府、厚生労働省及び総務省との間で打合せをした際に使用したものであり、内閣府、厚生労働省から、それぞれ資料 2-2 及び資料 2-3 により、資料 2-1 に対する意見の説明が行われた。その後、意見交換が行われた。

本件について、主な意見は次のとおり。

- 「調整のたたき台」については異議がある。投入係数が類似しているから列は一つにすると書いてあるが、サービス産業である以上、内生と外生の比率が似ていて当たり前である。内生の細かな構成は類似しているとはいえない。
- 遊興飲食店の定義から「酒場・ビアホール」を除外しているが、「酒場・ビアホール」は数兆円の大きさを持っていることから、遊興飲食店の C T に断絶が生じる。
- そもそも複数の部門を設けるとする場合、どのように分けるのか方法等教えて欲しい。
  - 経済センサスのデータを使用し、事務所ベースで分けることになると思う。経済センサスでは、産業と品目のマトリックス、自部門交点以外、どれくらいあるのかが分かる。そのため前回より大きくなることが予測される。経済センサスの集計を待つのではなく、調査票データを早目にもらい、調べるのが必要ではと考えている。
    - 仮に、経済センサスを早い段階でデータをもろうとしても、その加工については、現実的には、経済センサスの施設・店舗等の形態番号で機械的に分けるしかない。
- 今回表では、持ち帰り・配達飲食サービス業は分けない方向で考えている。これは、持ち帰り・配達飲食サービス業については、さまざまな形態の飲食店に含まれているところ、持ち帰り・配達飲食サービス業を主業とする事業所のみを生産額を、持ち帰り・配達飲食サービス業の C T にすると過小評価になるからである。ただし、未来永劫分けないと言っているわけではない。次回表では、構造調査の中でも、この関係を踏まえて設計することが選択肢としてあると考えている。
- 推計担当省としては、1 事業所 1 アクティビティといった考え方が、どういう場合に許されるのか、有識者の意見を明確にすべき。
- そもそも従来に沿った部門を残す必要があるのか。今回については、部門ごとに正確に分割するデータが存在しないというのは、当初から申し上げているところ、仮に、「施設・店舗等の形態区分」で分ける方法を用いるなら、それは、必要とされる機関において、I O とは別に、独自に推計することが可能と考える。
- 喫茶店と飲食店のアクティビティは、何が違うのか。
  - 食品衛生法上、喫茶店は飲物、茶菓の提供を想定しており、食事を提供する場合は、喫茶店でも飲食店の免許を取っている。一方、事業所の産業分類は、主たる業によって、喫茶店と飲食店を分けていると考えられ、この定義は当てはまらないと思われる。
- 今回の飲食サービスについては、データとしてアクティビティ別に分解できないという実態と、GDP 推計のためには、産出構造の異なるものを一つにまとめない方がいいという要望という、相反する条件の中での調整になる。したがって、関係者それぞれに譲っていただくことが必要と考えている。事務局としては、早急に修正案をまとめて各メンバーに提示したいと考えている。ただ、

部門分類等検討ワーキンググループは、次回が3月22日になってしまうことから、可能であれば、次回の幹事会の場で、産業関連技術会議資料の案として議論する場を設けたい。

(3) 「獣医業」の再検討について

農林水産省から、資料3に基づき、「獣医業」の再検討の内容について説明が行われ、「産業動物」を対象にする獣医業と「愛玩動物」を対象にする獣医業の生産額を積適切に分割できないこと、また、愛玩動物の生産額そのものが、概念上、「その他の畜産」に含まれていることなどから、結果として、現行の分類を変更しないこととされ、特段の異議は示されなかった。

(4) 部門の分類の設定方法及び基礎データの把握精度等について

【洗濯業】

厚生労働省から、資料4に基づき、「洗濯業」の設定状況及び基礎データの内容について説明が行われた後、意見交換が行われ、特段の異議は示されなかった。